平成２１年（再イ）第５４８号
兵庫県西宮市甲子園一番町11番22号
再生債務者　ヘアーサロンイワサこと　岩佐　豊隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第４３号
兵庫県伊丹市南本町７丁目１番15―213号
再生債務者　高埜　佑之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月15日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（再イ）第７号
鳥取県鳥取市吉成137番地13
再生債務者　西谷　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第３２号
岡山市北区辛川市場772番地１
再生債務者　早川　広幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第４０号
岡山県玉野市田井４丁目７番10号
再生債務者　稲垣　隆志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１４号
福島県いわき市内郷宮町金坂197番地の363
再生債務者　横田　晴美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（再イ）第９号
千葉県茂原市東郷1214番地
再生債務者　小林　幸枝（旧姓古山）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２１年（再イ）第１４号
新潟県上越市大字地頭方411番地15　マイ・リブ・イン103号
再生債務者　山際　秀紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日　新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（再イ）第７８号
大阪府貝塚市名越436番地の７
再生債務者　寺岡　勇治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第１０号
鳥取県鳥取市青谷町亀尻324番地の１
再生債務者　村上由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第５１号
広島市佐伯区河内南１丁目40番５号
再生債務者　有田　信一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第５５号
広島市佐伯区皆賀３丁目13番１―104号
再生債務者　荒石　伸浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第３７号
熊本県宇土市松山町1471番地５
再生債務者　浪崎　真介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月16日
熊本地方裁判所民事第１部

平成20事業年度独立行政法人水資源機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人水資源機構公告第３号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第４項の規定に基づき、平成20事業年度独立行政法人水資源機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（http://www.water.go.jp）又は事務所にて閲覧ください。

平成 21 年 10 月２日

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
独立行政法人　水資源機構
理事長　青山　俊樹

貸　借　対　照　表
（平成21年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		16,365,390,994	
有価証券		24,999,659,407	
割賦元金		66,172,077,310	
受託業務支出金		112,510,371	
前払費用		2,591,752	
未収収益		1,252,153,142	
未収金			
受託業務未収金	578,223,014		
その他未収金	62,540,933	640,763,947	
流動資産合計			109,545,146,923